

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 義務教育費国庫負担法の一部改正（第一条関係）

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。（義務教育費国庫負担法第一条関係）

第二 公立養護学校整備特別措置法の一部改正（第二条関係）

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。（公立養護学校整備特別措置法第五条関係）

第三 その他

一 施行期日等（附則第一条～第三条関係）

1 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。

2 政府は、第一及び第二に基づく措置については、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小

学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成十八年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3 この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十五年以前年度の年度に係る経費につき平成十六年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。

二 地方財政法の一部改正（附則第四条関係）

退職手当に要する経費が国庫負担の対象外とされることに伴う改正を行うこと。（地方財政法第十条及び第三十四条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。